

賃貸住宅退去時のトラブルを防ごう！

— 入居時からできる対策 —

【相談事例】

3年居住したアパートを退去した。原状回復費用として、壁紙の全面張替え費用など請求されたが、高額で納得できない。

ハウスクリーニングや壁紙張替え等の原状回復費用として、敷金を上回る金額を請求されたという相談が寄せられています！

入居時からあった汚れなのに…

トラブルに遭わないためのポイント



県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

- 契約時：原状回復やクリーニング費用について、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。
- 入居時：キズや汚れを確認し写真やメモで記録に残しましょう。
- 退去時：精算内容をよく確認し、納得できない場合は貸主側に説明を求めましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、
尾花沢市役所 消費生活相談窓口（市民税務課）
TEL:0237-22-1111（内線 137）